

第5号議案

大阪府立図書館利用規則の一部改正について

大阪府立図書館利用規則を次のように改正する。

平成21年2月18日

大阪府教育委員会

<参 考>

〔趣 旨〕

開館日増を求める府民の声に応え、府民サービスの一層の向上を図るため、平成21年度から府立図書館の開館日の大幅な増加を実施する。そのため、図書館利用規則別表について、所要の改正を行う件。

〔施行期日〕

平成21年4月1日

〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関する事。

大阪府教育委員会規則第二号

大阪府立図書館利用規則の一部を改正する規則

大阪府立図書館利用規則（昭和四十九年大阪府教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。大阪府教育委員会規則第六号（第二条関係）を次のように改める。

日	館休	開館時間	分	区
			中央図書館	
			中之島図書館	
	一 日曜日及び休日 二 十二月二十九日から翌年の一月四日まで 三 毎月の第二木曜日のうち、館長が必要と認める日	午前九時から午後八時（土曜日にあつては、午後五時）まで 午前九時から午後七時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあつては、午後五時）まで	こども資料室、ホール及び駐車場以外の施設 こども資料室	ホール及び駐車場 午前九時から午後九時まで
	一 月曜日（その日が休日にあつたときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日） 二 十二月二十九日から翌年の一月四日まで 三 毎月の第二木曜日のうち、館長が必要と認める日	午前九時から午後五時まで	こども資料室	午前九時から午後九時まで
				一 月曜日（その日以後においてその日に最も近い休日でない日） 二 十二月二十九日から翌年の一月四日まで

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

大阪府立図書館利用規則 別表改正 新旧対照表

		改 正 案			現 行			
日 館 休	休 館 日	開 館 時 間	分 区		開 館 時 間	分 区		
			中之島図書 館	中央図書館		中之島図 書館	中央図書館	
一 日曜日及 び休日 二 十二月二十 九日から翌年の 一月四日まで 三 毎月の第二 木曜日のうち、 館長が必要と認 める日	一 月曜日(その日が休日に 当たるときは、その日後にお いてその日に最も近い休日 でない日) 二 十二月二十九日から翌 年の一月四日まで 三 毎月の第二木曜日のう ち、館長が必要と認める日	午前九時から 午後八時(土曜 日にあつては、 午後五時)まで	こども資料 室、ホール 及び駐車場 以外の施設	こども資 料室	午前九時か ら午後七時 (日曜日、土 曜日の祝日に 関する法律 (昭和二十 三年法律第 百七十八号) に規定する 休日(以下 「休日」とい う。)にあつ ては、午後五 時)まで	午前九時か ら午後七時 (日曜日及 び土曜日に あつては、 午後五時) まで	こども資 料室、ホ ール及び 駐車場以 外の施設	こども資 料室
			ホール及び 駐車場	午前九時か ら午後五時 まで			午前九時か ら午後九時 まで	午前九時か ら午後八時 (土曜日に あつては、 午後五時) まで
一 日曜日 二 十二月二十九日か ら翌年の一 月四日まで	一 月曜日(その日が休日に 当たるときは、その日後にお いてその日に最も近い休日 でない日) 二 十二月二十九日か ら翌年の一 月四日まで	午前九時か ら午後九時 まで	一 国民の 祝日に関す る法律(昭 和二十三年 法律第七 十八号)に 規定する休 日 二 日曜日	一 国民の 祝日に関す る法律(昭 和二十三年 法律第七 十八号)に 規定する休 日 二 日曜日	一 国民の 祝日に関す る法律(昭 和二十三年 法律第七 十八号)に 規定する休 日 二 日曜日	一 国民の 祝日に関す る法律(昭 和二十三年 法律第七 十八号)に 規定する休 日 二 日曜日	一 国民の 祝日に関す る法律(昭 和二十三年 法律第七 十八号)に 規定する休 日 二 日曜日	一 国民の 祝日に関す る法律(昭 和二十三年 法律第七 十八号)に 規定する休 日 二 日曜日

府立図書館の開館日の増について

- 【1】開館日を大幅に増加します
- 【2】蔵書点検期間中も開館します

- 【3】休館日は原則週1日とします
- 【4】特別開館事業を展開します

1 20年度

- (1) 開館日数
- (2) 開館時間
(変更なし)

中央図書館

- 276日
- 火～金：09:00～19:00
- 土・日：09:00～17:00

中之島図書館

- 270日
- 月～金：09:00～20:00
- 土曜日：09:00～17:00

- (3) 休館日

- ① 毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日も休館)
- ② 毎月第二木曜日 (祝日の場合は前日も休館)
- ③ 国民の祝日、休日 (土・日曜日の場合は開館)
- ④ 年末年始 (12月29日～1月4日)
- ⑤ 蔵書点検期間 (11日間)

- ① 毎週日曜日
- ② 毎月第二木曜日 (祝日の場合は前日も休館)
- ③ 国民の祝日、休日
- ④ 年末年始 (12月29日～1月4日)
- ⑤ 蔵書点検期間 (13日間)

2 21年度

- (1) 開館日数
- (2) 新たな開館日

299日 (23日の増) (十特別開館5日計画)

- ① 国民の祝日・休日の開館 (年末年始除く)
- ② 蔵書点検 (特別整理) 期間中の開館

* 一部の点検作業中の閲覧室を除き開館
* 都道府県立図書館では初めての試み

- ③ 毎月第二木曜日の開館
- * 通常開館 年3日 (7, 8, 1月) と2月 (祝日)
- * 特別開館 年5日 (5, 6, 10, 11, 12月)

→ スクールサービス・デイの実施

- (3) 休館日

- ・ 毎週月曜日 (祝日・休日の場合は開館、翌日を振替休館)
- ・ 毎月第二木曜日 (上記通常開館日除く)
- ・ 年末年始 (12月29日～1月4日)

289日 (19日の増)

- ① 蔵書点検 (特別整理) 期間中の開館

* 全国都道府県立図書館では初めての試み

- ② 毎月第二木曜日の開館
- * 年8日 (6, 10, 3月と2月 (祝日) 除く)

- ③ 特別開館日

* 休館日における重要文化財の公開

周辺の催し等と連携し、日・祝日に実施

- ・ 毎週日曜日及び国民の祝日・休日
- ・ 毎月第二木曜日 (上記開館日除く)
- ・ 年末年始 (12月29日～1月4日)